【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成25年4月25日

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮 坂 学

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 株式総務室長 阿 部 逸 人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 株式総務室長 阿 部 逸 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年4月25日の取締役会において、当該新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1.有価証券の種類および銘柄

ヤフー株式会社 平成25年度第1回新株予約権

2.発行数

新株予約権162,290個(新株予約権1個につき普通株式1株)

ただし、これは割当予定数であり、下記12.記載の割当予定者が新株予約権割当日において当社 従業員たる地位を失っている場合、または引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、 割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その割り当てる新株予約権の総数をもって発 行する新株予約権の総数とする。

3.発行価格

新株予約権 1 個当たりの発行価額は、554円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、有利発行には該当しない。

4 . 発行価額の総額

8,082,691,160円

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる 当社普通株式の数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする(なお、各新株予約権の目的とな る株式の数の総数は、当初162,290株とする。)。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される 新株予約権1個当たりの金額は、1株当たりの払込価額(以下「行使価額」という。)に対象株式 数を乗じた金額とする。 行使価額は、金49,250円 とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他 1 株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は 1 株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

7.新株予約権の割当日

平成.25年 5 月17日

8.新株予約権の行使期間

平成26年7月1日から平成35年5月16日までとする。

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成26年3月期から平成31年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 営業利益が2,500億円を超過した場合 : 行使可能割合:20%
- (b) 営業利益が3,300億円を超過した場合: 行使可能割合:80%

新株予約権者は、上記9. に定める(a)または(b)の条件を充たす前に、平成26年3月期から平成31年3月期のいずれかの期の営業利益が1,800億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記9. に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。

上記9. および における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照 すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参 照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株 予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記9. の規定にかかわらず、 相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方 の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使する ことができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。 新株予約権者は、各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約 権割当契約に定めるところによる。

- 10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の 端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
- 11.新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。
- 12.新株予約権の取得勧誘の相手方(以下「勧誘の相手方」という。)の人数およびその内訳 当社従業員 4,198名 162,290個
- 13. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし。

14. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。